

佐賀県告示第 276 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 3 年 8 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
古賀歯科医院	西松浦郡有田町南原丁 196 番地 15	令和 2 年 6 月 13 日
よしおか薬局駅前北口店	佐賀市駅前中央二丁目 1 番 1 号	令和 2 年 6 月 27 日
溝上薬局佐賀駅バスセンター店	佐賀市駅前中央一丁目 42 番地	令和 2 年 6 月 30 日
野口クリニック	佐賀市駅前中央二丁目 1 番 1 号	〃
あじさいクリニック乳腺外科	佐賀市駅前中央一丁目 9 番 38 号 SONIC 佐賀駅前ビル 1 階	〃